平成２１年（フ）第１１３５３号
千葉県市川市南八幡４丁目17―19―302
債務者　小倉有美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３７５号
東京都港区海岸１丁目９―14―1106
債務者　朝倉實千子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３７７号
東京都西東京市下保谷２丁目６－７
債務者　小林　正幸
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３８０号
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町２丁目99　第73プレジデント101
債務者　川下　敏子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３８１号
東京都中野区江古田４丁目14―９―１―33
債務者　梅野ミキ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３８２号
東京都三鷹市大沢２丁目８－１―101
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３８４号
東京都中野区上高田２丁目40―６―101
債務者　千田　美沙
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３８５号
東京都台東区上野桜木２丁目８－７―203
債務者　加藤　泰孝
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３９８号
東京都北区滝野川６丁目10―10―501
債務者　伊藤つや子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３９９号
東京都大田区中馬込３丁目７―14―109
債務者　冨高　　匡
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４０２号
東京都江東区住吉１丁目11―１―201　大石方
債務者　氏家　康行
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４０４号
東京都中野区弥生町５丁目13―20―２－C
債務者　富樫　智子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４０５号
埼玉県川口市大字小谷場393―１―202
債務者　松村　経子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４１１号
神奈川県横浜市緑区いぶき野31―１―403
債務者　小飯田洋美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４１２号
神奈川県横浜市緑区いぶき野31―１―403
債務者　小飯田千佳
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４１５号
東京都稲城市平尾３丁目１－１－５－403
債務者　廣田セツ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部